（船員の労働条件等の検査等に関する規則の一部改正）

第十二条　船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法定検査の準備） **第六条**　法定検査を受けようとする者は、次に掲げる書類を速やかに提示できるように準備をするものとする。 一～三　（略） 四　法第六十七条第一項の記録簿 五～九　（略） ２　（略）	（法定検査の準備） **第六条**　法定検査を受けようとする者は、次に掲げる書類を速やかに提示できるように準備をするものとする。 一～三　（略） 四　法第六十七条第一項の帳簿 五～九　（略） ２　（略）

（船員に関する青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　船員に関する青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（求人の申込みを受理しないことができる場合） **第三条**　法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十一条の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。 一　求人者が青少年の雇用の促進等に関する法律第三十三条の規定により読み替えて適用する同法第十一条の労働に関する法律の規定を定める政令（平成二十八年政令第四号。以下この条において「令」という。）第一号、第二号又は第四号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をした場合であって、法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第二十八条の規定による報告の求め（以下この条において「報告の求め」という。）により、次のいずれかに該当することが確認された場合 イ・ロ　（略） 二　求人者が令第三号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第九十八条第三項の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合 イ　求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。 ロ　当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行つた場合であつて、求人の申込みの時において、当該同一違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること 三　求人者が令第五号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する同法第三十三条第二項の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合 イ・ロ　（略）	（求人の申込みを受理しないことができる場合） **第三条**　法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十一条の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。 一　求人者が青少年の雇用の促進等に関する法律第三十三条の規定により読み替えて適用する同法第十一条の労働に関する法律の規定を定める政令（平成二十八年政令第四号。以下この条において「令」という。）第一号から第三号までに掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をした場合であって、法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第二十八条の規定による報告の求め（以下この条において「報告の求め」という。）により、次のいずれかに該当することが確認された場合 イ・ロ　（略） （新設） 二　求人者が令第四号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する同法第三十三条第二項の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合 イ・ロ　（略）